

●香川県告示第163号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第13条の2第1項第1号の規定により、宇多津加入区について、平成27年香川県告示第331号による保険に付すべき義務は、令和元年11月3日限り消滅したので、告示する。

令和元年11月5日

香川県知事 浜 田 恵 造